



内航海運業法の改正に関するQ & A



船舶管理業	
Q1	船舶管理業の具体的業務とは？
Q2	船員の雇用・配乗のみを行うことは可能か？
Q3	違法な労務供給事業を行っていた場合の処分・罰則は？
Q4	船舶保守の一部をオーナー又は第三者が行うことは可能か？
Q5	船員の派遣や在籍出向の受入れは可能か？
Q6	船舶保守のみを行う場合でも登録は可能か？
Q7	親会社と子会社で船舶管理業を分担して行うことは可能か？
Q8	船舶管理業で可能な契約形態は、船舶管理契約のみか？
Q9	船舶管理業者が管理する船舶の、船舶安全法上の所有者は誰か？
Q10	登録要件である「財産的基礎を有していること」とは？ *UPDATE*
Q11	財産的基礎の有無は、登録後も定期的に確認するのか？
Q12	船舶を所有している登録内航海運業者のうち、現に船舶管理業を営んで <u>いない</u> 者が、新たに船舶管理業を始めるための手続きは？
Q13	船舶を所有している登録内航海運業者のうち、現に船舶管理業を営んで <u>いる</u> 者が、引き続き船舶管理業を続けるための手続きは？
Q14	船舶を所有していない登録内航海運業者（みなし貸渡業者）が、引き続き船舶管理業を続けるための手続きは？
Q15	「変更登録」と「軽微な変更届出」は別物か？
Q16	複数の船舶を使用する場合、登録申請/届出は船舶毎か？
Q17	告示にて船舶管理業の登録を行っている場合は、手続き不要か？
契約の書面交付・契約事項の法定化	
Q18	交付すべき書面は、「契約書」である必要があるのか？
Q19	契約書に記載すべき事項の記載例は？
Q20	複数の船舶を保有している場合、予備船員の数の記入方法は？
Q21	書面交付に代えて使用できるオンラインの方法は？
Q22	契約書以外の取り決め（覚書、附則等）も書面交付しなければならないのか？
Q23	改正内容を反映した契約書の様式はどこで入手可能か？ *NEW*
Q24	改正法施行日（令和4年4月1日）より前に締結した契約の取り扱いは？ *NEW*
船員の過労防止措置	
Q25	「船員の労働時間を考慮した適切な運航計画」とは？
Q26	チャーターバック方式で船舶管理業を営んでいる場合、意見する相手方は誰か？
Q27	オペレーターが「オーナーの意見を尊重している」となるには？
Q28	オーナーがオペレーターに船員の労働時間について意見を述べない場合、船員の過労防止措置を講じなくても法令違反にならないか？
Q29	オペレーターが、船員の過労防止措置を講じなかった（船員の労働時間を考慮せずに運航計画を作成した）場合や、オーナーの意見を尊重しなかった場合の、処分・罰則は？
Q30	下請けオペレーターが運航を行っている場合、元請けオペレーターの義務は？
下請オペレーターへの配慮	
Q31	元請けオペレーターが、下請けオペレーターの法令や安全管理規程の遵守を阻害した場合の処分・罰則は？

荷主勧告・公表

Q32 荷主が「オペレーターの法令遵守に配慮している」となるには？

船舶管理業

Q1 船舶管理業の具体的業務とは？

船舶管理業者は、船員を雇用・配乗し、当該船員に対する指揮・命令権に基づき、当該船員を通じて船舶の保守及び運航実施管理を行う者をいいます。

具体的には、以下の一連の業務を全て行うことが必要です。

- ✓ まず、船員を雇用し、それらの労務管理を行うとともに、雇用船員に対する指揮命令権を有し、日々の業務について指導・監督を行います。
- ✓ その上で、自社の雇用・配乗船員を通じて、船体やエンジンの整備・点検などの保守管理業務を行います。
- ✓ また、同じく自社の雇用・配乗船員を通じて、航海や入出港等に関する業務を行います。

ポイントは、「雇用船員に対する指揮命令権をもって、当該船員を通じて船舶保守や運航実施管理を行う」という点です。

Q2 船員の雇用・配乗のみを行うことは可能か？

船員の雇用・配乗のみしか行わず、自社の雇用船員を他人の指揮・命令の下で業務に従事させることは、違法な労務供給事業に該当するため認められません。

自社の雇用船員を他人の指揮・命令の下で業務に従事させるためには、船員職業安定法に基づく船員派遣業の許可が必要です。

Q3 違法な労務供給事業を行っていた場合の処分・罰則は？

船舶管理業者が違法な労務供給事業を行っていた場合、以下の行政処分や罰則の対象となります。

- ✓ 指導及び助言
- ✓ 業務改善命令
- ✓ 勧告・公表
- ✓ 事業の停止命令
- ✓ 事業の登録取り消し
- ✓ 懲役又は罰金

Q4 船舶保守の一部をオーナー又は第三者が行うことは可能か？

船舶保守管理業務のうち、自社の雇用・配乗船員を通さずに行う、ドックの手配や備品の購入などの保守管理業務は、第三者に再委託することや、オーナーが自ら行うことも可能です。

Q5 船員の派遣や在籍出向の受入れは可能か？

船舶管理業者は、自社の雇用船員のみならず、派遣船員や在籍出向を受け入れることも可能です。

派遣船員や在籍出向の受け入れ人数については、規定上、制限はありませんが、派遣受入可能期間について、同一船舶・同一職種において通常1年、長くても3年というルールがあります。

※派遣受入れ可能期間は、派遣受入事業者が把握して管理する義務があります。

Q6 船舶保守のみを行う場合でも登録は可能か？

船員の雇用・配乗を行わず、単に船舶保守のみを行う業務は、法律上の船舶管理業に該当しないため、内航海運業としての登録はできません。

しかし、船舶保守のみを行う業務は、必ずしも禁止されているわけではありませんので、その場合は、個別契約に基づく義務や責任の下で行っていただくことになります。

Q7 親会社と子会社で船舶管理業を分担して行うことは可能か？

船舶管理業者は、船員を雇用・配乗し、当該船員を通じて船舶の保守及び運航実施管理を行う必要があります。

よって、たとえ親会社・子会社の関係であっても、船員の雇用・配乗と保守管理を別の会社で行うことは、違法な労務供給事業に該当するため認められません。

なお、船員を介さずに行う船舶保守業務（例えば、ドックの手配や備品購入など）については、他の会社に再委託することも可能です。

<認められる例>

親会社：船員の雇用・配乗と運航管理を実施。

子会社：親会社からの委託を受けて、船員を介さずに行う船舶保守業務を実施。

※この場合は親会社のみ、船舶管理業の登録を行う必要があります。

Q8 船舶管理業で可能な契約形態は、船舶管理契約のみか？

契約形態についての制限はありませんので、船舶管理契約に基づいて管理業務を請け負う形態だけではなく、傭船契約に基づく船舶の貸渡による形態も可能です。

したがって、現在、オーナーと傭船契約を締結しているみなし貸渡業者（マンニング事業者）においても、船舶管理業の変更登録に際して、必ずしも船舶管理契約に変更する必要はありません。

Q9 船舶管理業者が管理する船舶の、船舶安全法上の所有者は誰か？

船舶管理契約においては、管理する船舶のオーナーが、裸傭船契約においては、当該船舶を管理する者（裸傭船者）が船舶安全法上の所有者に該当します。

裸傭船契約は、運送を委託するものではないため、役務提供委託には該当しないことから、上記のような差異が生じています。

Q10 登録要件である「財産的基礎を有していること」とは？ UPDATE

内航海運業法施行規則（以下「規則」という。）において、財産的基礎の基準を「財産及び損益の状況が良好であること」と定めています。

具体的には、原則として、直近の事業年度において、負債の額が資産の額を超えておらず（いわゆる債務超過ではなく）、かつ、支払不能に陥っていないことを審査基準としています。

なお、「負債の額が資産の額を超えていないこと」を満たさない場合であっても、流動比率及び当座比率がいずれも 100%を上回っていること等、別途通達で定める基準を満たす場合は財産的基礎を有していることとしますので、各運輸局窓口へご相談ください。

Q11 財産的基礎の有無は、登録後も定期的に確認するのか？

財産的基礎を有することは登録要件の一つですので、内航海運業者に提出義務がある決算期ごとの財務諸表※によって定期的に確認を行います。

※貸借対照表、損益計算書、内航海運業損益明細表、固定資産明細表

その際、財産的基礎を有しないと認められると、事業の停止又は登録の取消しの対象となる場合があります。

当該定期報告を提出しない場合には、50万円以下の罰金に処される対象となりますので、内航海運業者の皆様におかれましては、毎決算期終了後、必ず財務諸表等の提出をお願いいたします。

Q12 船舶を所有している登録内航海運業者のうち、現に船舶管理業を営んでいない者が、新たに船舶管理業を始めるための手続きは？

変更登録の申請が必要です。この場合、船舶管理業を始める前の変更登録が必要ですので、余裕をもって申請書を提出してください。

Q13 船舶を所有している登録内航海運業者のうち、現に船舶管理業を営んでいる者が、引き続き船舶管理業を続けるための手続きは？

軽微な変更届出で足りることとしています。この場合、施行から3月以内の手続きが必要となります。

なお、管理する船舶の変更や増減が生じた場合には、当該船舶について変更登録が必要です。

Q14 船舶を所有していない登録内航海運業者（みなし貸渡業者）が、引き続き船舶管理業を続けるための手続きは？

変更登録の申請が必要です。施行から1年以内の令和5年3月31日までに手続きを行ってください。

Q15 「変更登録」と「軽微な変更届出」は別物か？

変更登録と軽微変更届出とは、主に以下のような違いがあります。

	変更登録申請	軽微変更届出
手続き時期	事前提出（既存事業者はR5.3.31まで）	変更から30日以内
審査の有無	審査あり	審査なし
提出書類	変更登録申請書	軽微変更届出
添付書類	以下のうち変更があるものを添付 ・事業計画（省令3条4項） ・貸借対照表など ・船舶の登録事項証明書など ・雇用契約書の写しなど	なし

Q16 複数の船舶を使用する場合、登録申請/届出は船舶毎か？

登録申請書や事業開始届出書の提出にあたっては、1事業者あたり1通の提出を求めています。

複数の船舶を使用する場合は、申請書や届出書の「使用する船舶」欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、使用する船舶の各項目（船舶番号～摘要）を記載した別紙を添付して、ご提出ください。

Q17 告示にて船舶管理業の登録を行っている場合は、手続き不要か？

告示による任意の船舶管理業者の登録を行っている事業者も、新規登録又は変更登録等の手続きが必要です。

契約の書面交付・契約事項の法定化

Q18 交付すべき書面は、「契約書」である必要があるのか？

省令で定める事項を記載した書面であれば、その形態・種類についての制約は特段ありません。

Q19 契約書に記載すべき事項の記載例は？

現在、(一社)日本海運集会所において、今回の改正内容を反映させた標準契約書の様式を作成しており、今年の3月に公表される予定なので、詳しくはそちらをご確認下さい。

なお、ご参考までに記載事項の一例を以下にお示しします。

～定期傭船契約における記載事項の例～

【提供する役務の範囲、期間及び対価】

範囲：船主は、下記傭船期間において〇〇港～××港、△△港～□□港…の就航における下記船員の雇入れ及び乗組み、船舶の艀装及び需品の補給並びに貨物積載場所を貨物の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くことを本契約において提供する役務とする。

期間：傭船期間は傭船開始期日より〇〇日間とする。

対価：傭船料は1暦月間〇〇円とする。

【提供する役務に係る費用を負担する者に関する事項】

船主と傭船者はそれぞれ下記費目を負担する。

○船主

船員の給料、船体保険料、船体修繕費用…

○傭船者

燃料、運送契約における諸費用、港税…

【荷役作業その他の内航海運業に附帯する業務を行う者及び当該業務に係る費用を負担する者に関する事項】

○荷役作業

船積み・積付け・荷ならし…を含む全ての貨物取扱は傭船者が行い、当該貨物取扱に係る一切の費用は傭船者が負担する。

ステベドアが引き起こした損害については、傭船者が費用負担する。

○ホールドクリーニング

原状回復義務に基づくホールドクリーニングに係る一切の費用は傭船者が負担する。

【契約の変更及び解除に関する事項】

オフハイヤーの期間が残存傭船期間の○/○を超えた場合、傭船者は、本契約を無償で解除することができる。

【損害賠償の責任に関する事項】

船主は、船員又は水先人の相当な注意の不足によるものでない限り、積荷の遅延、過不足又は損傷について、その責任を負わない。
本契約に違反した者は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

【船員の職種・数、予備船員の数】

機関士：○名、機関士：○名

甲板手：○名、機関手：○名、通信士：○名、予備船員：○名

【船員の過労防止のための船舶の利用の制限に関する事項】

傭船者による指図に基づく運航により船員の労働時間が法定労働時間を超過する場合、船主は自らの判断に基づき船舶の利用を制限する。当該船舶の利用の制限により発生する損害について、船主は費用を負担しない。

Q20 複数の船舶を保有している場合、予備船員の数の記入方法は？

予備船員の数の記載は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成や船員の過労防止措置を講じるために必要な予備船員率を有しているかを確認するためのものになります。

複数の船舶を所有している場合、契約書面には、当該契約に係る船舶に乗船する船員の労働時間が上限に達した場合に、臨機に交代することができる予備船員の数を記載していただきます。

Q21 書面交付に代えて使用できるオンラインの方法は？

例えば、以下のような方法が可能です。

- ① メールによる送受信
- ② ファイル転送システムや EDI の使用によるファイルのダウンロード
- ③ 個人がログインして閲覧する インターネットページへのアップロード
- ④ CD-R に記録して相手方に交付する

なお、上記掲げる方法をとる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- ✓ 書面化できること
- ✓ 上記②及び③の場合は、送信者が受信者に対して事前又は事後に通知すること

Q22 契約書以外の取り決め（覚書、附則等）も書面交付しなければならないのか？

契約書以外の取り決めについても、書面交付の対象となります。
運送約款を定めた場合の特約についても同様です。

Q23 改正内容を反映した契約書の様式はどこで入手可能か？ **NEW**

定期用船契約の新様式は日本海運集会所ホームページにて発行しております。
下記 URL より入手可能です。
(https://www.jseinc.org/document/naiko/naiko_amend_202203.html)

Q24 改正法施行日（令和4年4月1日）より前に締結した契約の取り扱いは？ **NEW**

施行日より前に締結している契約については、改正内容に合わせるためだけに変更する等の必要はありませんので、従前の通りの取り扱いで問題ありません。
なお、取引環境の改善に向けて、今般の改正を機に契約形態・内容の見直しをしていただくことを推奨しております。

船員の過労防止措置

Q25 「船員の労働時間を考慮した適切な運航計画」とは？

オペレーターは、例えば、船員の法定労働時間を超過することが明らかな運航計画を作成することはできません。

オペレーターが作成した運航計画に従って船舶を運航すると、船員の労働時間が上限を超えることが明らかな場合は、運航計画を見直すなどの措置を行うことが必要となります。

ただ、法定労働時間を超過していなければ良いというものではなく、船員の労働状況により休息等の必要があると判断される場合は、過労防止の観点から運航計画の見直しを検討する必要があります。

Q26 チャーターバック方式で船舶管理業を営んでいる場合、意見する相手方は誰か？

チャーターバック方式で船舶管理業を営んでいる場合、当該事業者は船舶所有者とのみ契約関係があり、オペレーターとは直接的な契約関係がないところですが、船員の過労防止措置についての意見は、船舶所有者を介さずにオペレーターに対して述べるのが可能です。

一方で、傭船契約の相手方である船舶所有者を介してオペレーターに伝えることも可能です。

いずれにしても、運航計画に見直し等に関するオーナーの意見が、オペレーターに確実に伝わることが重要です。

Q27 オペレーターが「オーナーの意見を尊重している」となるには？

オーナーから運航計画の見直し等について意見があった場合、オペレーターは、その意見を踏まえて運航計画の見直しを行うべきか否かを検討する必要があります。

なお、オペレーターがオーナーの意見を受け、何らかの検討を行った事実を明らかにするためにも、オーナーからの意見はメール等を含め書面で伝えるとともに、オペレーターは、検討結果を同じく書面でオーナーに伝えることが望ましいです。

また、オーナーがオペレーターに意見を述べる機会を与えるためにも、オペレーター側からオーナーの意見を積極的に聴取するなど、オペレーターによる積極的な取組も是非お願いします。

Q28 オーナーがオペレーターに船員の労働時間について意見を述べない場合、船員の過労防止措置を講じなくても法令違反にならないか？

オーナーがオペレーターに意見を述べなかった場合については、個別の状況に応じて判断されます。

過酷な労働状況を黙認しないためにも、オペレーターはオーナーからの意見をただ待つだけでなく、積極的に意見聴取を行うなど、オペレーターによる積極的な取組を是非お願いします。

Q29 オペレーターが、船員の過労防止措置を講じなかった（船員の労働時間を考慮せずに運航計画を作成した）場合や、オーナーの意見を尊重しなかった場合の、処分・罰則は？

運航労務監理官による監査により、船員の過労防止措置を講じなかった事実が確認された場合、以下の行政処分や罰則の対象となります。

- ✓ 輸送の安全確保命令
- ✓ 50万円以下の罰金

Q30 下請けオペレーターが運航を行っている場合、元請けオペレーターの義務は？

オペレーター（元請け）が他のオペレーター（下請け）を利用して物品の輸送を行う場合、元請けオペレーターは、下請けオペレーターが船員の過労防止措置の規定等を遵守することを阻害してはいけません。

万一、元請けオペレーターが、下請けのオペレーターの行う輸送の安全確保に関する規定の遵守を阻害するような行為をした場合には、国土交通大臣から、輸送の安全の確保を阻害する行為の停止等の命令を受けることがありますので、元請けオペレーターには、下請けオペレーターの法令遵守に配慮することが求められます。

なお、下請けオペレーターが元請けオペレーターとの運送契約に基づいて運航している場合、元請けオペレーターは利用運送事業に該当することになりますが、上記規制の対象です。

下請オペレーターへの配慮

Q31 元請けオペレーターが、下請けオペレーターの法令や安全管理規程の遵守を阻害した場合の処分・罰則は？

運航労務監理官による監査により、元請けオペレーターが法令や安全管理規程の遵守を阻害した事実が確認された場合、以下の行政処分や罰則の対象となります。

- ✓ 輸送の安全確保命令
- ✓ 50万円以下の罰金

荷主勧告・公表

Q32 荷主が「オペレーターの法令遵守に配慮している」となるには？

荷主の行為が原因で、オペレーターが内航海運業法に基づく安全確保命令や事業停止命令を受け、オペレーターへの処分のみでは再発防止が困難と認められた場合には、当該荷主に対し、国土交通大臣による是正勧告を行い、その旨を公表することになります。

例えば、これ以上船舶の運航をし続けると船員の労働時間が上限を超えて違法状態になるとわかっていながら、オペレーターに無理に物品の輸送を強要するなどの行為は、オペレーターの法令遵守に配慮していないと認められる可能性があります。

このような事態にならないためにも、物品の輸送が逼迫する前に対策がとれるよう、日頃から船舶の運航状況について情報共有を行い、オペレーターとの良好な関係構築を図ることが求められます。